

改正理由等

・急速に高度化・巧妙化するサイバー攻撃やデジタル社会形成の国内動向を踏まえ、総務省公布「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正されたため、それに準拠する「福島県情報セキュリティポリシー」の改正を行い、県情報資産に対する情報セキュリティ対策を強化する。

・令和6年9月に施行された改正地方自治法において「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき各地方公共団体で情報セキュリティポリシーを策定し、令和8年4月1日までに公表することを義務化

改正の内容

1. クラウドサービスの利用に対する対応

Microsoft365等のクラウドサービス促進に伴って改定された総務省ガイドラインを踏まえ、クラウドサービスの利用に必要な対策の規定を追加

2. 業務委託先管理の強化

委託事業者を実施させるセキュリティ対策の定期的な確認や、業務委託契約時、委託実施期間中、終了時について、講じるべき措置や委託事業者に求めるべき対策の規定を追加

3. 機密性分類基準の見直し

住民の個人情報の量や種類、頻度が大きく重要であることから、自治体機密性3の情報を、国の機密性分類（政府統一基準）等を参考に3つ（3A, 3B, 3C）に細分化し、国の機密性分類と区別するため「自治体機密性」の名称を新たに用いる

改定の流れ

デジタル社会形成推進本部会議



県HP掲載